

盛岡広域都市計画地区計画（牧野林地区）の変更案について

1 都市計画変更の概要

本地区は、快適な住環境の保全と日常的な商業利便施設による市街地形成を図るため、地区整備計画として地区施設（道路及び公園）を定めている。

今般、当該区域の一部について事業系の開発の意向があり、地権者との同意や公共施設管理者との協議が進み、開発の熟度が高まったことから、開発計画と合わせた計画とするため、地区施設（道路）の配置を変更するものである。

2 都市計画変更の案に対する意見書について

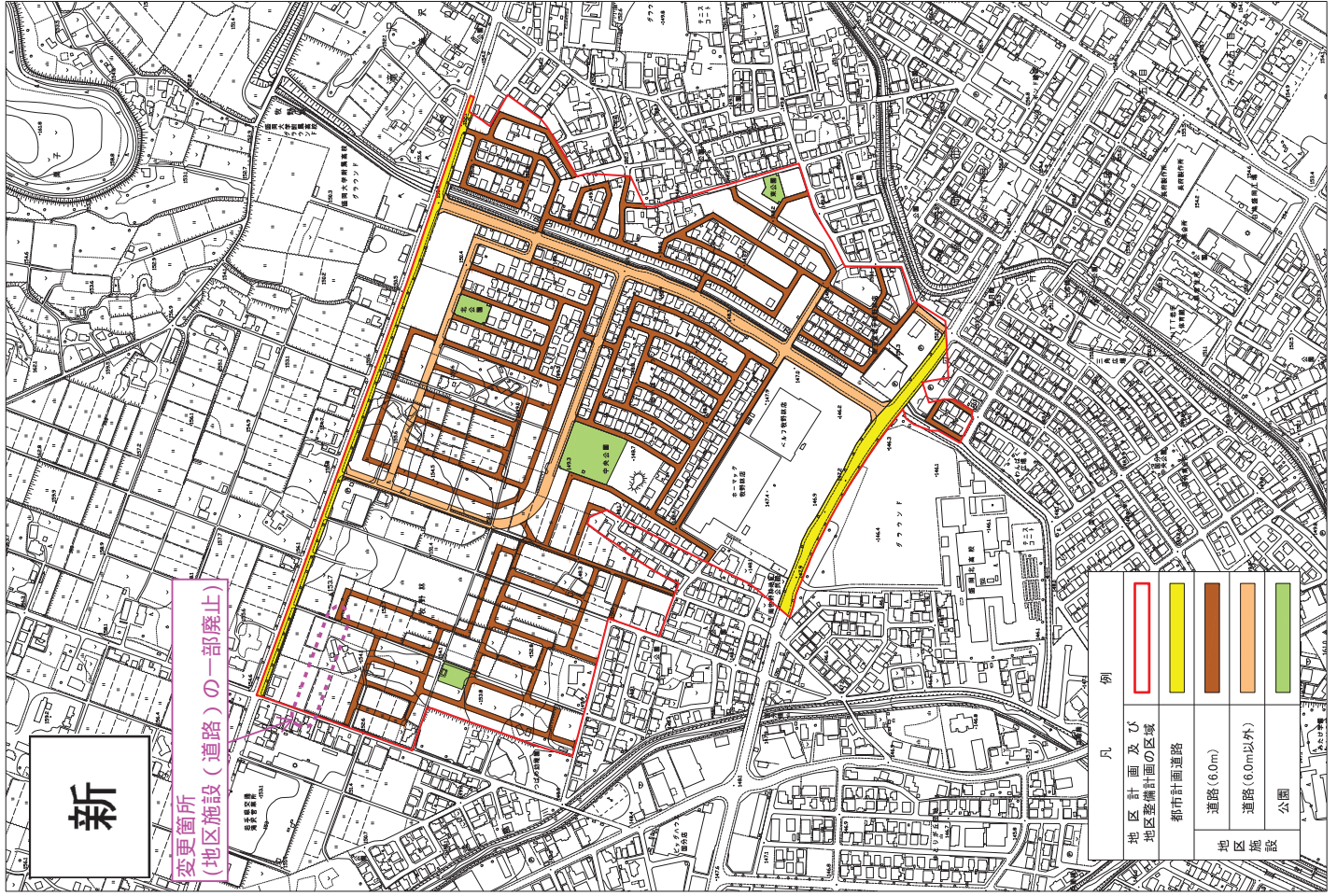
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更するため、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、令和3年12月10日に告示し、都市計画の変更案を2週間、公衆の縦覧に供した。

なお、同法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出はなかった。

3 都市計画変更の経緯の概要

日 程	変 更 手 続 き	備 考
R3. 8. 25	滝沢市都市計画審議会（事前説明）	
R3. 10. 15	手続き条例に基づく変更原案の説明会	参加者 3 名
R3. 10. 15 ～R3. 11. 5	手続き条例に基づく変更原案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R3. 12. 10 ～R3. 12. 24	変更案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R3. 12. 16	変更案の説明会	参加者 1 名
R4. 1. 17	滝沢市都市計画審議会（本審議）	
R4. 2（予定）	岩手県知事協議	
R4. 3（予定）	都市計画変更告示	

地区計画（牧野林地区）新旧対照図



旧

盛岡広域都市計画地区計画の変更（滝沢市決定）
都市計画牧野林地区地区計画を次のように変更する。

名称	牧野林地区地区計画
位置	滝沢市牧野林及び穴口地内
面積	約36.0ha
地区計画の目標	本地区は、既存の市街地に三方を囲まれた地区となっており、周辺の市街化区域の整備が進行しているため、地区内の無秩序な開発を防止し、良好な市街地形成を図る必要がある。 このため、良好な市街地形成を図る必要があるので、このことについて、区画道路、公園等を計画的に整備し、快適な住環境の保全と日常的な商業利便施設による市街地形成を図ることを目的とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	隣接市街地との住環境の調和を図り、良好な住環境形成を目指し、住み良い地域づくりを行う。 また、区画道路及び公園を地区施設として整備することにより安全で快適な都市環境の形成を図る。
地区施設整備計画	区画道路 幅員 16m 延長約 590m 区画街路 幅員 12m 延長約 540m 区画道路 幅員 9m 延長約 550m 区画道路 幅員 6m 延長約 <u>8,610m</u>
道路	
公園	4カ所 約9,200㎡

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由

不良な市街地の形成を防止するよう、地区整備計画を定め、良好な市街地形成を図るため、本案のように変更しようとするものである。

新

盛岡広域都市計画地区計画の変更（滝沢市決定）〔原案〕〔案〕
都市計画牧野林地区地区計画を次のように変更する。

名称	牧野林地区地区計画
位置	滝沢市牧野林及び穴口地内
面積	約36.0ha
地区計画の目標	本地区は、既存の市街地に三方を囲まれた地区となっており、周辺の市街化区域の整備が進行しているため、地区内の無秩序な開発を防止し、良好な市街地形成を図る必要がある。 このため、良好な市街地形成を図る必要があるので、このことについて、区画道路、公園等を計画的に整備し、快適な住環境の保全と日常的な商業利便施設による市街地形成を図ることを目的とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	隣接市街地との住環境の調和を図り、良好な住環境形成を目指し、住み良い地域づくりを行う。 また、区画道路及び公園を地区施設として整備することにより安全で快適な都市環境の形成を図る。
地区施設整備計画	区画道路 幅員 16m 延長約 590m 区画街路 幅員 12m 延長約 540m 区画道路 幅員 9m 延長約 550m 区画道路 幅員 6m 延長約 <u>8,495m</u>
道路	
公園	4カ所 約9,200㎡

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由

開発計画に合わせ、地区北西側の区画道路（幅員6m）の配置を本案のように変更しようとするものである。